

あいちトリエンナーレ地域展開事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本実行委員会は、あいちトリエンナーレ地域展開事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、平成30年度に県内各地で現代美術作品の制作・展示や子どもたちへの文化芸術体験機会の提供、若手芸術家育成のための事業を実施することにより、これまでのあいちトリエンナーレの開催成果を広めて県民全体の文化芸術に対する理解と関心を高め、次代を担う人材の育成を図るとともに、あいちトリエンナーレ2019の開催気運の醸成を図る。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平成30年度あいちトリエンナーレ地域展開事業の開催運営
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長、副委員長、委員、監事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、第3条に係る事業活動に必要な業務を推進する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第6条 役員及び委員の任期は、実行委員会の解散の日までとする。

(決定事項)

第7条 実行委員会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) その他実行委員会の重要な事項に関すること。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 実行委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 実行委員会の会議の議事は、出席者（代理者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に役員及び委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員長は、実行委員会の決定事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。
- 6 委員長は前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、愛知県県民文化部文化芸術課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、愛知県県民文化部文化芸術課長をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会計)

第10条 実行委員会の運営及び事業の実施に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営及び事業実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規約は平成30年 5月 23日から施行する。

別表

〔実行委員会構成員〕

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	水野 直樹	愛知県県民文化部次長
副委員長	浅野 宏明	愛知芸術文化センター管理部長兼管理課長
委 員	富田 正美	愛知県教育委員会生涯学習課長
”	南 雄介	愛知県美術館長
”	知崎 剛久	公益財団法人愛知県文化振興事業団常務理事
”	田中 茂樹	豊田市生涯活躍部長
”	木本 文平	愛知県芸術文化選奨選考委員長
”	寺尾 晶子	中日新聞事業局文化事業部長
”	平島 雄一	NHK名古屋放送局広報・事業部専任部長
監 事	加藤 勝利	公認会計士
”	吉田 哲夫	中日新聞事業局庶務部長

(平成30年 5月 23日現在)